

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成24年3月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第50号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成23年6月10日京都市条例第7号）の施行期日は、平成24年4月1日とする。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)